

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 中土佐町 (都道府県: 高知県)
本事業の担当部局名 まちづくり課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	中土佐町結婚新生活支援事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	552,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本町では、第2期中土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「基本目標Ⅲ 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」において、誰もが希望の時期に子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、結婚、妊娠、出産、子育てなどのライフステージの各段階に応じた切れ目のない対策を進め、安心して結婚、子育てできる環境をつくることを方向性とし、取組みを進めてきた。 しかし、結婚支援策として継続的に事業枠を確保しているのは出会いイベントの開催費用を支援する「男女の交流ふれあい事業」のみであり、結婚新生活の支援については、住居の改修や取得を支援することに留まっていた。そこで、新生活のスタートを包括的に支援するため、R5から結婚新生活支援事業を開始したところである。							
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 本町では、前述の総合戦略に沿い子育て世代の支援として、保育料無償化、小・中学校入学準備応援金、保育・小・中学校給食費無償化、18歳までの医療費無償化、高校生通学費支援、高等学校等奨学金制度など出生から独立までを支援することで子育て世代の経済的な負担の解消を図っている。 また、令和4年に子どもとその家庭や妊産婦等の総合支援拠点として「こどもセンター」を開設し、子育て世代等の包括的な支援体制を構築している。 令和6年度も継続してこれらの取り組みを実施していく。 ＜本個別事業の位置付け＞ 本町の出生数は長年にわたり減少を続けており、直近5年間では、23人(R元)、20人(R2)、17人(R3)、17人(R4)、18人(R5)と低迷している。また、39歳以下の婚姻数についても、3件(R元)、4件(R2)、5件(R3)、1件(R4)、3件(R5)と低迷している。 そうしたことから、少子化対策として、婚姻数の増加を図り、出生数の改善を目指す。							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☒	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 有							
【その他独自要件】 夫婦のいずれにも町税の滞納がないこと 5年以上本町に定住の意思があること								

2. 申請見込

①新規世帯見込

2	世帯
上記のうち	ともに29歳以下 1 世帯
その他	1 世帯

②継続世帯見込

1	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

【当初申請時】

29歳以下: 2世帯 × 60万円(補助上限額) = 1,200千円
 上記以外: 2世帯 × 30万円(補助上限額) = 600千円

【実績見込】

継続世帯概算: 252,000円
 ともに29歳世帯概算: 200,000円
 今後申請見込み分: 100,000円

【減額分】

552千円(実績見込) - 1,800千円(当初交付決定) = △1,248千円

【変更理由】

①ともに29歳以下世帯については、令和5年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数1件であることから、R6年度も同数と推計。
 なお、継続世帯についても、ともに29歳以下世帯となる。
 ②その他世帯については、令和5年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下(ともに29歳以下を除く)の婚姻件数2件であることから、R6年度も同数と推計していたが、実際にこれまでに相談等もなく、令和7年1月に入り、対象となる可能性のある婚姻世帯に再周知を行ったため、今後1件程度の申請があると見込まれる。

当初の想定に対する世帯数の減少理由としては、婚姻を機に新たな居所を構える者が少なく補助対象とならない、引っ越しの規模が小さく費用が発生していないなどの理由があり、補助対象となっていないためである。

また、全体的な減額の理由としては、継続の世帯は家賃補助があるために補助対象額全体が圧縮されていること、新規のともに29歳以下の世帯については、新居への入居が令和7年1月からとなっているため、申請額自体が少額であることがあげられる。

上記の理由を鑑み、事業の周知等に努めてきたところではあるが、件数及び金額の概要が明確する時期を待たため、今回の減額申請となっている。

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円	=	600,000	円
(その他)	1	世帯	×	300,000	円	=	300,000	円
				(継続補助)			252,000	円

<積算>

下記のとおり積算

継続世帯概算: 252,000円
 ともに29歳世帯概算: 200,000円
 今後申請見込み分: 100,000円

3. 広報の実施予定

本町ホームページ、広報誌、町内の不動産事業者へのチラシ配布等で周知をおこなう。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	項目				
	年少人口		人	529 (令和6年)	428 (令和4年)
	出生者数		人	35 (令和6年)	18 (令和5年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.39 (令和3年度)	
	婚姻件数		件	13 (令和3年度)	
	婚姻率			2.2 (令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	実績なし
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	未実施
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	未実施
	高知県のホームページに本町のホームページの結婚新生活支援事業にかかるページのリンクを貼り、周知・広報をおこなう。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8		町内の事業者にはチラシを配布し、従業員への事業の周知を図る。また、町内の不動産事業者にはチラシの配布を依頼し、事業の周知を図る。			